

やまぐち

11月
通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

令和4年11月14日
-263号-

消費生活トラブル情報

電気・ガスなどの契約切り替えトラブル



相談事例

契約中の大手電力会社の代理店を名乗るA社が突然、自宅に訪問してきて、

A社
契約を切り替えれば、
電気代が安くなりますよ。
検針票を見せてください。



大手電力会社の関係なら
大丈夫かな。

指示されるままに検針票を見せて、
申込書に署名した。

申込書の控えなどがもらえなかったため、
後から大手電力会社に確認したところ…



大手電力会社
A社はうちの代理店
ではありません。

いったい誰と契約したんだ?!
大手電力会社と関係ないなら
解約したい!



アドバイス すぐに契約しない！ 対応は慎重に！

✓ 検針票の記載情報は、安易に教えない

記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあります。

✓ 実際の契約先となる事業者名・連絡先をよく確認

大手電力会社などを名乗るケースがみられます。

✓ クーリング・オフできる場合があります

困ったときは、すぐに消費生活センター等にご相談ください。

参考：国民生活センター 見守り新鮮情報第414号

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

令和4年度「消費者啓発の標語」 入選作品が決定！



今年度は、10歳から82歳までの幅広い世代の方から、1,192作品もの多くの応募がありました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

応募作品の中から、各部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を決定しました。

※優秀賞、佳作については、県消費生活センターHPにて紹介しています。

<18歳から大人！成年年齢引下げ啓発部門>



シン成人 気がるに結ぶな シン契約

山口県立西京高等学校2年 本丸 友萌人さん

成年になると・・・

保護者の同意なく一人で契約をできるようになりますが、

「未成年者取消権」は行使できません！

18歳



<エシカル消費啓発部門>



買い物で ヒトや未来も 変えられる

防府市 菅 紗矢香さん

エシカル消費とは“やさしい消費”

人や社会、環境に配慮して作られたものやサービスを積極的に購入・消費することです。

やさしい消費、
それがエシカル消費
なのです！



<高齢消費者被害防止啓発部門>



「貰えます」 甘い言葉で 無一文

野田学園中学校2年 磯金 凜香さん



本当の目的は高額な健康食品を売りつけること



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど